

緑の保全契約

市街地を取り囲む中山、松倉、千島・石浦の一部の山林、城山・山王、北山・東山及び松本の一部の山林について、500㎡以上の山林所有者で、次の条件で緑地の保全をしていただける方と市は、みどりの保全契約を結び、奨励金を交付します。

○保全基準

原則、山林の現状を維持する。ただし、やむを得ない場合は
「残地緑地（今ある緑）を70%以上残す」
「建築物の高さは10m以下」

○対象となる緑地

市街地を取り囲む中山、松倉、千島・石浦の一部の山林、城山・山王、北山・東山及び松本の一部の山林で、現況山林・課税対象となっている山林

○行為の届出

契約期間内に、やむを得ず次の行為を行おうとする場合は、届出が必要になります。

- ・ 建築物等の設置（看板、煙突、塔、アンテナなど）
- ・ 宅地の造成、土地区画形質の変更
- ・ 木竹の伐採
- ・ 緑地保全に影響を与える行為

○事前協議

契約期間内に、次の行為を行おうとする場合は、協議書の届出が必要となります。

- ・ 保全緑地の所有権の移転または使用
- ・ 収益を目的とする権利の設定

○保全緑地の変更または解除

次の事項に該当するときには、市長は保全緑地の変更または解除できる。

- ・ 建築物等の設置などにより「行為の届出」があったとき、変更または解除が必要と認められる場合
- ・ 公益上、その他特別な理由があると認められる場合

○契約期間

5年間

ただし、希望があれば引き続き契約できる。

○奨励金

㎡当たり10円を、3月に交付します。

ただし、500㎡以上の山林所有者に限ります。

45,000円（面積4,500㎡相当）を交付限度額とします。